

# 基本資料集

---

2026年1月14日

## I 基礎情報

- (1) 施設概要
- (2) 機能と役割
- (3) 職員数
- (4) 維持管理体制
- (5) 地域の担い手

## II 雜草の情報

- (1) 定義
- (2) 種類
- (3) 影響と課題
- (4) 除草後の状況

## III 気候変動

- (1) 植物の成長メカニズム
- (2) 気候変動
- (3) 最近の植生
- (4) 温暖化による変化

## IV 市民のこえ

- (1) 要望件数と内容の例示
- (2) 市民のこえの分析

## V 除草の情報

- (1) 定義
- (2) 面積
- (3) 考え方
- (4) 回数と時期
- (5) 予算・決算
- (6) コスト推移

## VI 防草の情報

- (1) 定義
- (2) 考え方
- (3) 防草の種類
- (4) これまでの取組み
- (5) 令和6年度防草費
- (6) 防草可能面積



北九州市域面積： 492.5 km<sup>2</sup>

492.5 km<sup>2</sup>

(うち市街化区域 203.2km<sup>2</sup>)

○道路： 総延長 4,252.9km

路線數 20,746本

總面積 32.3 km<sup>2</sup>

○河川： 総延長 320.3km※

河川数 246本

○公園： 総面積 12.0 km<sup>2</sup>

公園数 1,719か所

※江川（一級）、紫川（二級）ほか19河川は県の管理

- ✓ 道路・河川・公園は都市インフラとして、都市の機能と住民の生活を支え、地域の骨格と景観をかたちづくり、安全・環境・交流の基盤となる施設です。
- ✓ 代表的な機能と役割は、以下のとおりです。



考察

→ 都市インフラは、維持管理まで含め、Well-beingのために欠かせない。

区分	条例定数	職員数			対前年増減数			対前年の主な増減理由 (令和7年)
		令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年	
市長事務部局	5,340	5,037	5,017	4,979	▲29	▲20	▲38	(増員の理由) ・区役所の機能強化 ・国勢調査に向けた体制強化 ・児童虐待防止に向けた体制強化 ・DX推進に向けた体制強化 他
消防局	1,050	996	988	1,001	▲5	▲8	13	
上下水道局	530	481	486	477	▲10	5	▲9	
交通局	80	61	64	65	▲2	3	1	
公営競技局	45	40	40	40	4	0	0	
市議会事務局	44	30	26	31	0	▲4	5	
教育委員会	500	441	430	400	▲11	▲11	▲30	
行政委員会	71	58	55	55	▲2	▲3	0	
小計	7,660	7,144	7,106	7,048	▲55	▲38	▲58	
教育委員会(教職員)	5,250	4,767	4,729	4,750	23	▲38	21	
合計	12,910	11,911	11,835	11,798	▲32	▲76	▲37	他 (減員の理由) ・組織機構等の見直し ・政策連携団体等への派遣見直し ・市立幼稚園の閉園 他

考察

→ 職員数は、年々減少しており、本市においても人員が不足している。

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議 会	26	31	5	
	総 務	1,002	1,021	19	区役所の機能強化等
	税 務	333	347	14	
	労 働	21	19	▲2	
	農 林 水 産	83	74	▲9	鳥獣被害対策における体制見直し等
	商 工	154	160	6	EV・半導体・宇宙産業等の推進等
	土 木	957	943	▲14	整備事務所の体制見直し等
	民 生	1,304	1,298	▲6	低所得世帯への給付金支給体制見直し等
	衛 生	777	779	2	
特別行政部門	小 計	4,657	4,672	15	
	教 育	619	576	▲43	市立幼稚園の閉園等
	教育（教職員）	4,729	4,750	21	採用人数の増
	消 防	988	1,001	13	
公 営 企 業 会 計 部 門 等	小 計	6,336	6,327	▲9	
	病 院	0	0	0	
	水 道	324	314	▲10	浄水所の体制見直し等
	交 通	64	65	1	
	下 水 道	138	140	2	
	そ の 他	316	280	▲36	
小 計		842	799	▲43	
合 計		11,835 [12,910]	11,798 [12,910]	▲37 [0]	

(注) [ ] 内は、条例定数の合計です。

考察 → 職員数の減少は、部門別にみても土木区分において進んでいる。

# I 基礎情報 (4) 維持管理体制 1. 概要

✓ 7つの区役所まちづくり整備課で道路・河川・公園を維持管理している。

## 【補足】管理係と工務係の違い

- ・管理係 → 許可行為や指導を担当（事務職）
- ・工務係 → 補修設計や工事を担当（技術職）

項目		合計		門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畠区
課	課長	7名	7名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
管理係	管理係	62名	47名	6名	6名	7名	6名	9名	9名	4名
	管理担当係		15名		5名	5名			5名	
工務係	工務係	102名	25名	7名			6名	5名		7名
	工務第一係		30名		9名	10名			11名	
	若戸大橋管理係		3名							3名
	工務第二係		28名		8名	10名			10名	
	公園・河川担当係		16名	4名			6名	6名		
合計		171名	18名	29名	33名	19名	21名	36名	15名	

# I 基礎情報 (4) 維持管理体制 2. 職員数

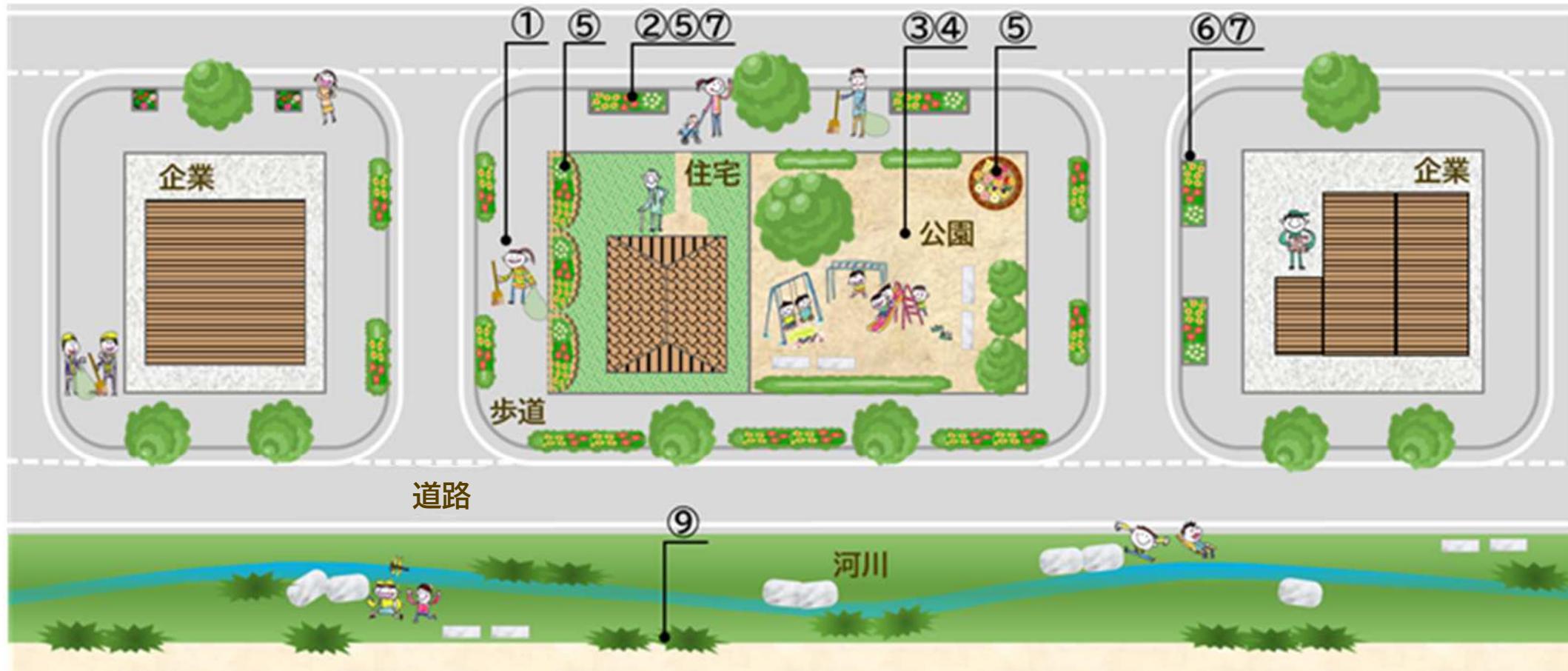
7

- ✓ 7つの区役所まちづくり整備課で総勢 171 名
- ✓ 事務職 56 名、技術職（土木・造園など） 115 名

区役所	合計	課長 (技術)	係長	職員		技術職員		担当内訳	
				(事務)	(技術)	(事務)	(技術)	管理	道路
門司区	19名	1名	3名	1名	2名	15名	4名	11名	6名
小倉北区	29名	1名	4名	1名	3名	24名	9名	15名	3名
小倉南区	33名	1名	4名	1名	3名	28名	9名	19名	4名
若松区	19名	1名	3名	1名	2名	15名	5名	10名	5名
八幡東区	21名	1名	3名	1名	2名	17名	8名	9名	4名
八幡西区	36名	1名	4名	1名	3名	31名	11名	20名	2名
戸畠区	15名	1名	3名	1名	2名	11名	3名	8名	5名
合計	172名	7名	24名	7名	17名	141名	49名	92名	18名
									24名

**考察** → 維持管理の多くは、民間事業者への委託により実施しているが、

業界における人手不足や高齢化の影響で、民間事業者の確保も難しい。



**考察** → 場所に応じて、様々なボランティア活動支援制度を創立している。

# I 基礎情報

## (5) 地域の担い手 1. 種類

施設		道 路		公 園 (公共空間等)						河 川
制度 項目	①道路サポーター制度	②道路ボランティア花壇	③公園愛護会	④公園応援団	花咲く街かどづくり事業				⑨河川愛護団体	
					⑤市民花壇	⑥花壇サポーター	⑦パートナー花壇	⑧北九州市フラワーコーディネーター制度		
活動内容	道路の清掃、花植え、 <b>除草</b>	花植え	公園の清掃や <b>除草</b>	公園の清掃や <b>除草</b>	花苗植付、維持管理等	花壇への水やり、花がら摘み、 <b>草抜き</b> など、きめ細かい管理	花苗等の準備から、植付、管理	花づくりの出張指導等を行なう花のボランティアリーダー	河川の清掃、 <b>除草</b> 、河川愛護の啓発	
適用条件	対象	自治会、団体、企業、学校等	市民等	自治会、団体、企業、学校	北九州市内に本社等を有し、市内で事業している企業、団体	「花咲く街かどづくり推進協議会」に入会した団体又は個人	個人、団体、企業等	個人、団体、企業等	北九州市内在住、在勤、在学の18歳以上の個人	自治会、団体、企業、学校等
	活動場所	北九州市が管理する道路 ※中央分離帯は除く	自宅前歩道の植樹帯や植樹枠	北九州市内の公園	公園愛護会が活動していない公園又は公園愛護会の同意がある公園	・多くの人が鑑賞できる場所にある公有地の花壇 ・概ね4m以上の公衆道路に接し、極めて公共性の高い民有地の花壇	会社やお店の前に設置している公共花壇	北九州市が提供する公共の場所で、通行上支障がなく、安全性を考慮した、効果的な場所	学校、地域、行政からの依頼に応じ花づくりの出張指導	北九州市が管理する河川等
	構成人数	5人以上	1人から可能	少なくとも5人程度	少なくとも5人程度	3名以上を推奨	指定なし	指定なし	—	10人以上
	活動規模	100m以上	指定なし	1公園	1公園	・花壇は2m以上 ・フラワーポット5基以上	—	・花壇は5m ・フラワーポット5基以上	—	200m以上

道路サポーター制度は道路を愛するみなさんを応援します！～きれいで気持ちの良いまちづくりにご協力ください～

## 『北九州市道路サポーターとは』

北九州市では、地域のみなさんによる道路の清掃や点検などのボランティア活動を応援します。北九州市道路サポーターとして登録いただいたみなさんには、清掃用具や花苗などを支給する支援メニューを用意しています。これから地域の清掃活動を始めたい方々、以前から活動を行っている方々や企業のみなさんも大歓迎です。ぜひ、道路サポーターに登録いただき、きれいなまちづくりにご協力ををお願いします。

**対象団体**

- 道路の清掃美化などのボランティア活動を行う 5人以上の団体
- 活動延長が100m以上 ●年3回以上の活動を行えること

**活動内容**

- 道路の清掃活動及び異常の通報など道路の維持活動(必須)
- 花壇の手入れなどの景観美化活動

**活動場所**

- 市が維持管理する道路

**活動の報告**

- 年1回、活動報告書及び活動計画書を提出

**広報活動**

- 北九州市道路サポーターのホームページ (<http://www.road-supporter.com/>) 制度の案内や申込書の様式、登録団体の紹介などを掲載。
- 道路サポーターだよりの発行 活動状況や懇親・幹事会・区会やイベントのお知らせ、報告などの広報を記載した道路サポーターだよりを年4回発行。
- 道路サポーター総会 市全域旅游道路サポーター団体が集まり、相互の交流・連携を目的に、年1回開催。
- 区会 各区で台所な交流・連携を行うため、年1回以上、行政区ごとに開催。

**市民活動保険**

安心してボランティア活動に参加できるよう、北九州市が保険料を負担し、活動中の事故に対して一定水準の補償を行います。(一定の条件を満たした場合で、書類提出・審査があります)

### 道路サポーター活動の支援について

道路サポーター制度では、さまざまな支援で、活動をサポートしています。ぜひ、ご活用ください。

**散水栓の設置**

花壇活動のための散水栓を北九州市が設置します。水道料金の負担など設備需要件を満たし、日常的な維持管理をする場合に限ります。

**花苗の支給**

道路清掃と併せて行う道路景観美化活動として、桜祭りの花植え活動を支援します。ただし、花苗の数量・種類に制限があります。

**清掃道具の支給・貸与**

ほうき、ちりとり、火バサミ、軍手、タオルなど、活動に必要な用具を支援します。

**サインボードの設置**

希望する団体に対して、サインボードを設置します。登録団体がボランティア清掃を行っている場所であることを明示し、市民等への道路美化の啓発効果が期待されます。

**活動区域について**

① 車道でも活動してもいいですか？

② 活動区域は、市が維持・管理する道路で、原則、歩道を対象としています。が、交通量の少ない生活道路(歩・車道の区別なし)や自転車歩行者道、歩行者専用道路等も活動の対象としています。

**活動内容について**

③ 歩道にある樹木を剪定したいのですが…

④ 樹木(高木・低木に限らず)の剪定は危険です。車や歩行者の通行に支障がある場合は、各区のまちづくり整備課へ連絡してください。

**支援内容について(ゴミの回収)**

⑤ 道路の維持活動とは何をするのですか？

⑥ 清掃活動中に道路の異常(廃棄物のはがれ、樹木の破損など)や危険な箇所に気づいた場合、区役所まちづくりに通報して下さい。

⑦ 活動で回収したゴミは分別するのですか？

⑧ 分別しなくとも結構です。ボランティア清掃は「散乱ゴミ」として環境センターへ運び捨て、環境センターの指示を受けてください。

⑨ ゴミが大量に発生し、搬き出しに困る場合は？

⑩ あらかじめ、活動者から区役所(総務企画課)、区役所出張所、市民センター、環境センター(事務所)に取りにきてください。ただし、大量に必要な場合、区役所、市民センター等では対応できないこともあります。

**(事故の対応について)**

⑪ 事故があった場合は？

⑫ 事故が発生した場合、代表者は速やかに各区のコミュニティ支援課(戸畠区は総務企画課)へ事故の内容を連絡してください。所定の事故報告書など提出書類が必要です。詳しくはコミュニティ支援課(戸畠区は総務企画課)へご相談ください。